

令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素推進のための利子補給事業
(地域 ESG 融資促進利子補給事業)) に係る指定金融機関公募要領

1. 総則

地域 ESG 融資促進利子補給事業に係る指定金融機関の公募の実施については、この要領に定めるところによる。

なお、地域 ESG 融資促進利子補給金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)その他の法令並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素推進のための利子補給事業(地域 ESG 融資促進利子補給事業)) (以下「補助金」という。) 交付要綱(令和6年3月29日付け環政経発第2403292号。以下「交付要綱」という。)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素推進のための利子補給事業(地域 ESG 融資促進利子補給事業)) 実施要領(令和6年3月29日付け環政経発第2403292号。以下「実施要領」という。) 及び令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素推進のための利子補給事業(地域 ESG 融資促進利子補給事業)) 交付規程(令和6年5月9日付け。以下「交付規程」という。)の定めるところによる。

2. 事業の目的・内容

補助金の交付の決定を受けた一般社団法人環境パートナーシップ会議(以下「EPC」という。)が、補助金を活用して、地域循環共生圏の創出に資する脱炭素設備投資に係る ESG 融資を行う金融機関に対し、その利子の軽減を目的とする給付金(以下「利子補給金」という。)を交付する事業である。

3. 応募資格

次に掲げる要件の全てを満たすことのできる金融機関とする。

(1) 次に掲げる金融機関であること。

- ① 銀行
- ② 信用金庫及び信用金庫連合会
- ③ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ④ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ⑤ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ⑥ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- ⑦ 農林中央金庫
- ⑧ 株式会社商工組合中央金庫
- ⑨ 株式会社日本政策投資銀行
- ⑩ 生命保険会社

(2) 交付規程第3条に定める利子補給金の交付対象となる融資(以下「継続融資」という。)を行うことができること。

(3) 継続融資を受ける事業者が算出する二酸化炭素排出削減量の確認を行う体制を有していること(委託等によることも可能とする。)

(4) 融資資金の使途及び工事完了を確認する体制を有していること。

4. 採択後の留意事項

- (1) 資金使途及び工事完了の確認等の行為を金融機関の支店等が実施している場合は、当該行為の内容や交付規程に規定する書類等について、本店の担当部局が適切に監督（EPCに提出する書類の事前確認を含む。）すること。
- (2) 交付規程に様式を定めている書類のうち、金融機関からEPCに提出する書類の作成にあたっては、金融機関の代表者名により提出すること。
- (3) 適正化法等を遵守し（※）、利子補給金の適正な執行に努めるとともに、会計検査院等の求めがある場合は、事業者の審査等の執行に関する資料の提出を行うこと。

※ 適正化法第23条において、環境大臣が間接補助事業者たる金融機関又は融資先事業者に対して、必要がある場合には報告徴収等を行えることについて規定されている。

5. 採択の審査及び結果通知について

応募後、次のとおり順次審査を実施。

(1) 書類審査

応募書類を査読し、別紙1の採点基準に基づき、順次書類審査を実施。

応募の金融機関毎の応募申請書及び採点基準については、下記のとおりとする。

ESG 融資目標設定型の交付申請を行う金融機関

・・・応募申請書 様式1、必要に応じて様式2

(2) ヒアリング審査

必要に応じ、順次ヒアリング審査を実施。

ヒアリングを実施する場合は、あらかじめ、金融機関へ連絡する。

(3) 審査結果の通知

上記を経て、採択機関を決定。なお、結果（採択又は不採択）は、電子データで通知する。

6. 応募書類の提出について

(1) 受付期間

令和6年5月9日（木）～6月7日（金）12時必着

(2) 提出資料について

- ① 提出に際しては、本公募要領にて様式を定めているものは必ずその様式を使用すること。なお、様式1の各項目の記載に際して前年度の申請内容より変更がない場合は、様式2の提出を省略し、審査を簡略化することが可能とする。
- ② 応募申請書及び添付書類については中央下に通しページを必ず付けること。
- ③ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面にて行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行う。適宜、具体的な数字や図表等を用いる等、できるだけ分かりやすくすること。なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料の提出を求める場合がある。
- ④ 提出書類や追加説明資料等の用途は、審査目的に限定する。なお、提出書類等は返却しない。

<提出書類>

- ・ 応募申請書（様式指定） ※5.（1）を参照すること
- ・ 定款（又はそれに準ずるもの）又は、登記事項証明書もしくは現在事項全部証明書の写し（前年度より変更がない場合を除く）
- ・ 直近年度の貸借対照表及び損益計算書（有価証券報告書等、ディスクロージャーの提出も可能だが、該当箇所に必ず付箋を付けること。）
- ・ その他参考となる資料（申請書の補足資料等）

(3) 提出方法

応募される金融機関は様式及び添付資料について、それぞれ PDF ファイル等により電子化し、件名を「地域 ESG 融資促進利子補給事業応募」とした電子メールにより提出すること。(※受信後 EPC から受領の確認メールを返信します。)

(4) 提出先及び問合せ先

応募書類の提出先及び問合せ先は下記のとおり。

一般社団法人環境パートナーシップ会議 地域 ESG 融資促進利子補給事業事務局

※応募時のメール件名は、「地域 ESG 融資促進利子補給事業応募」としてください。

E-mail : info.fund@epc.or.jp

電 話 : 03-5468-6753

(5) その他

① 応募にあたっては、EPC のホームページに掲載する交付要綱、実施要領及び交付規程を必ず確認すること。

EPC ホームページ https://epc.or.jp/fund_dept/esg/r6shiteikin_koubo

② 同ホームページに掲載する、最新版の「よくある質問と回答」を確認の上、不明な点がある場合は、上記問合せ先に E-mail にて問合せすること。なお、電話で問合せた場合であって回答が後日となる場合は、その問合せ内容を E-mail にて送付すること。

③ 問合せについては、情報を一元化するため問合せ窓口を 1 名に統一すること。

(様式1)

年 月 日

一般社団法人環境パートナーシップ会議
代表理事 星野 智子 殿

住 所
金融機関名
代表者役職及び氏名 _____

令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業(地域 ESG 融資促進利子補給事業))に係る指定金融機関の応募について

標記について、下記のとおり応募します。

記

1. 金融機関名

2. 令和6年度継続案件に係る指定金融機関応募資格の確認事項

下記の項目に令和5年度の応募書類より変更がなければ、様式2の提出を省略し、審査を簡略化することが可能です。(前年度の取組を維持、またはより拡大されている場合は変更なしとして結構です。取組を縮小、もしくは取止めた場合のみ変更ありとしてください。)

※変更ありの場合は様式2の該当するページを提出してください。

取組意欲	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり
体制と評価方法	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり
事業者の ESG への取組支援体制	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり
低炭素事業の支援体制	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり
融資資金の用途及び工事完了の確認について	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり
前年度 ESG 融資実績	円 / 件	
今年度 ESG 融資目標	円 / 件	
※前年度の実績に比べて融資目標が低い設定になっている場合はその理由を記載してください。		

3. ホームページ掲載事項

EPC のホームページにて指定金融機関の採択情報を公表いたします。掲載する下記の情報をお知らせください。※指定金融機関に採択され次第順次公表いたします。

- (1) 金融機関名
- (2) 部署名
- (3) 担当者氏名
- (4) 電話番号

4. EPC との連絡担当者

EPC から連絡事項等をお送りする際に窓口となるご担当者様の情報をお知らせください。

- (1) 担当者氏名
- (2) E メールアドレス

6. 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

※本社所在地と担当者の部署の住所が違う場合は、住所を記載してください。

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・E メールアドレス）

(様式2) ESG 融資目標設定型の交付申請を行う金融機関向け

地域 ESG 融資促進利子補給事業に係る実施計画

ESG 融資の実施について	
取組意欲	※ESG 融資に取り組む動機、目的及び意気込み等を記載してください。 ※ESG 融資の取組に係るトップメッセージや経営計画上の記載等があれば、それを示す書類を添付してください。
ESG 融資目標 (見込み)	※設定を予定している ESG 融資目標の数値等 (現時点で見込んでいるもの) 又は既存の ESG 融資目標の引き上げ予定数値等を記載してください (なお、目標には環境の要素を必ず含むこととし、具体的に想定する案件分野を記載してください。また、目標数値の内訳として環境の要素に係る数値を公表する場合は、併せて記載してください。) PRB への署名をもって代える場合は、署名予定時期を記載してください。 ※ESG 融資目標又は PRB への署名及び取組状況を自行のホームページ等で公表する予定時期を記載してください。 ※前年度事業において設定及び公表した ESG 融資目標について引き続き取り組む場合は、その目標及び発展的に取り組む内容を記載してください。
体制と評価方法	※ESG 融資を進めるにあたっての体制と ESG 融資の評価方法を記載してください。
実績	※ESG 融資又はそれに類する環境融資等の取組の実績があれば記載してください。 ※上記「ESG 融資目標 (見込み)」に記載いただいた融資目標が、これまでの取組実績と比べて低い水準となっている場合は、目標を低い水準とした合理的な理由を本欄に記載してください。

事業者の ESG 取組及び低炭素事業に対する支援体制について	
事業者の ESG への取組支援体制	<p>※事業者の ESG への取組や整備についての評価方法や助言・支援する体制を記載してください。</p> <p>※事業者の環境マネジメント計画等やその他の ESG 関連項目に対する具体的な取組や整備への支援、人材育成施策などがあれば記載してください。</p>
低炭素事業の支援体制	<p>※二酸化炭素排出削減に係る事前及び事後の効果測定・評価方法や助言・支援する体制を記載してください。</p>

融資資金の使途及び工事完了の確認について
<p>※融資資金の使途等の確認方法を記載してください。</p> <p>※上記の体制をフロー図等で記載してください。</p>

その他
<p>※ESG 融資を実施するための追加提案や環境金融に向けた取組の実績や計画があれば、記載してください。</p> <p>例) 行内における勉強会、UNEP FI の ESRA (Environmental and Social Risk Analysis) の受講、赤道原則の署名、UNEP FI の署名、21 世紀金融行動原則の署名、PRB の署名 等</p>

地域ESG融資促進利子補給事業（ESG融資目標設定型）の指定金融機関に係る応募書類採点基準（案）

評価項目	得点配分			採点基準	
	合計	基礎点	加点	基礎点	加点
ESG融資の実施					
①取組意欲	20	15	5	自らが行うESG融資に係る目標の設定等を行い、自行のホームページで公表することを組織方針として明確化している。	トップの意思表示や経営計画への位置づけ等、組織的なESG融資の推進を図っている。また、対外的な開示にも積極的である。
②ESG融資目標	25	15	10	ESG融資目標又はPRBへの署名及び取組状況を自行のホームページ等で公表している、又は公表予定時期が明示されている。	ESG融資目標数値又はESG融資引き上げ目標数値がアグレッシブな数値となっており、目標達成に向けて具体的な取組方法が示されている。又は、前年度事業において設定したESG融資目標について継続的かつ発展的に取り組む方法が示されている。
③体制及び評価方法	15	10	5	ESG融資を推進するための体制が整備され、評価基準や評価方法が構築されている。	積極的な人材育成等、体制の充実を図っている。更には、ESG融資の評価基準、評価方法に様々な工夫がなされている。
④実績	5	0	5		これまでにESG融資（環境融資※含む）の実績がある。 ※二酸化炭素抑制に係る設備投資に対する融資等
事業者のESG取組及び低炭素事業に対する支援体制					
①事業者のESGへの取組支援体制	15	10	5	事業者のESGへの取組や整備について、評価する方法が定められており、それに対して助言・支援する体制が整備されている。	事業者の環境マネジメント計画等やその他のESG関連項目に対する具体的な取組や整備への支援について様々な工夫がなされており、また積極的な人材育成等、体制の充実を図っている。
②低炭素事業の支援体制	10	5	5	事業者が行う低炭素事業の二酸化炭素排出量削減効果について、評価する方法が定められており、それに対して助言・支援する体制が整備されている。	低炭素事業による二酸化炭素排出量削減に対して、具体的な評価、チェックについて様々な工夫がなされており、また積極的な人材育成等体制の充実を図っている。
融資資金の使途及び工事完了の確認					
①確認方法・体制	10	5	5	融資資金の使途及び工事完了の確認方法や体制が整備・構築されている。	証憑書類の確認や現場確認等、融資資金の使途及び工事完了の確認方法や体制が十分に整備・構築されている。
合計	100	60	40		

- ・採択基準点を70点とし、基準点を超える申請者は採択とする。
- ・基礎点部分の採点は、基礎点に係る採点基準を満たしている場合には、当該基礎点全部を得点とする。満たしていない場合は「不可；0点」とする。
- ・加点部分の採点は、配点5点の場合、採点基準に基づき、優；5点、良；3点、可；1点、不可；0点、の4段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。
- ・基礎点に「不可；0点」がある場合は、他の項目における点数に関わらず不採択。